

資料編 1

第4章 評価指標

1 第4章 評価指標

基本方針ごとの成果指標の達成に向け、毎年の施策の進捗状況を評価していく指標（計画値）です。

【妊娠・出産・乳幼児期】

① 基本目標 1（1）妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

重点施策 相談支援体制を充実させます。

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
妊娠・出産について満足している人の割合	87.0% (R 6年度)	増加	増加	増加	増加	増加
こども家庭センターの家庭児童相談件数	—	847 件	847 件	847 件	847 件	847 件
伴走型相談支援に係る相談件数	精査中 (R 5年度)	2,000 件	2,000 件	2,000 件	2,000 件	2,000 件

② 基本目標 1（2）教育・保育環境の整備・充実

重点施策 子育てを楽しめるよう交流・相談の場を充実させます。

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
子育て交流センターの相談延べ件数	精査中 (R 5年度)	1,066 件	1,222 件	1,378 件	1,378 件	1,378 件
地域子育て支援拠点事業の相談延べ件数	精査中 (R 5年度)	1,870 件	1,870 件	1,870 件	1,870 件	1,870 件
子育てコンシェルジュの相談延べ件数	精査中 (R 5年度)	3,312 件	3,588 件	4,004 件	4,264 件	4,264 件

③ 基本目標 1（3）すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実

重点施策 児童虐待の予防、発見、フォローアップの体制づくりを強化します。

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
体罰等によらない子育てをしている親の割合	精査中 (R 5年度)	増加	増加	増加	増加	増加
こども家庭センター児童虐待相談件数	—	566 件	566 件	566 件	566 件	566 件
児童虐待防止ネットワーク会議件数	72 件 (R 5年度)	72 件	72 件	72 件	72 件	72 件
子育て世帯訪問支援事業 派遣回数	70 回 (R 5年度)	73 回	73 回	73 回	73 回	73 回

【学童期・思春期】

④ 基本目標２（１）こどもの居場所づくり

重点施策 安全・安心なこどもの居場所づくりを推進します。（ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる）

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ヤングプラザ事業参加人数	5,924 人 (R5年度)	6,000 人	6,000 人	6,000 人	6,000 人	6,000 人
児童センターの利用者人数	93,057 人 (R5年度)	110,000 人	110,000 人	110,000 人	110,000 人	110,000 人
公民館事業参加人数	2,648 人 (R5年度)	1,724 人	1,724 人	1,724 人	1,724 人	1,724 人
放課後子ども教室実施学校数	—	4 校	4 校	4 校	4 校	4 校
放課後子ども教室利用者数	—	13,200 人	13,200 人	13,200 人	13,200 人	13,200 人
プレーパークの開催回数	—	2 回	2 回	3 回	4 回	5 回
プレーパークの参加人数	—	250 人	250 人	500 人	500 人	500 人
子ども食堂の数	17 団体 (R5年度)	18 団体	19 団体	20 団体	21 団体	22 団体

⑤ 基本目標２（２）こどもの生きる力と豊かな心を育む

重点施策 こどもの権利についての理解の促進を図ります。

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
こどもの権利について啓発した児童生徒の数	—	1,208 人	1,166 人	1,045 人	1,108 人	981 人
障害のある児童生徒の個別支援計画の作成率	精査中 (R5年度)	100%	100%	100%	100%	100%

⑥ 基本目標２（３）社会を生き抜く力の育成

重点施策 多様で自由な体験活動を推進します。

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
自己肯定感 自分にはよいところ があると答えた児童 の割合	81.0% (R5年度)	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%	83.0%
プレーパークの開催 回数（再掲）	—	2 回	2 回	3 回	4 回	5 回
プレーパークの参加 人数（再掲）	—	250 人	250 人	500 人	500 人	500 人

⑦ 基本目標２（４）こども・若者の健康と安全の確保

重点施策 いじめ防止対策を推進し、不登校児童生徒を支援します。

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ルームさくら利用者の個別の支援計画作成率	精査中 (R5年度)	100%	100%	100%	100%	100%
ルームさくら利用者の個別の支援計画作成率	精査中 (R5年度)	100%	100%	100%	100%	100%

【青年期】

⑧ 基本目標３（１）社会参加・更生活動への支援

重点施策 ひきこもりの状態にある方を支援します。

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ひきこもりの状態にある方への訪問支援件数	精査中 (R5年度)	92 件	94 件	96 件	98 件	100 件
こども・若者いけんぷらすさくら（仮）の人数	—	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
こども・若者からの意見聴取回数	—	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回

⑨ 基本目標３（２）就労及び結婚を希望する方への支援

重点施策 出会いや結婚に向けた支援を推進します。

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
婚活イベント開催数	精査中 (R5年度)	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
婚活イベント参加者数	精査中 (R5年度)	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
結婚相談の相談件数	精査中 (R5年度)	750 件	750 件	750 件	750 件	750 件
結婚新生活支援事業補助件数	精査中 (R5年度)	14 件	14 件	14 件	14 件	14 件

【ライフステージを通じたもの】

⑩ 基本目標４（１）困難な状況にあるこども・若者やその家族への支援

重点施策 特別な支援や配慮が必要なこども・若者への支援を推進します。

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
障害児相談支援事業の相談者数	精査中 (R5年度)	300 人	300 人	300 人	300 人	300 人
合理的配慮の合意形成ができた割合	精査中 (R5年度)	100%	100%	100%	100%	100%

⑪ 基本目標４（２）家庭・学校・地域が協力して子育てを行う支援の輪の拡大

重点施策 地域教育力の向上を図ります。

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
学校運営委員会設置校数	精査中 (R5年度)	10 校	10 校	10 校	10 校	10 校
学校と地域の連携事業数	精査中 (R5年度)	128 事業	128 事業	128 事業	128 事業	128 事業

⑫ 基本目標４（３）すべてのこども・若者が広く活躍できる機会づくり

重点施策 こどもまんなか社会を推進します。

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
こども・若者いけんぷらすさくら（仮）の人数（再掲）	－	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
こども・若者からの意見聴取回数（再掲）	－	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回

余白

資料編 2

第4章 主な取組一覧

2 第4章 主な取組一覧

① 妊娠・出産・乳幼児期

頁	施策	主な取組	内容	担当課
52	1	こども家庭センターによる相談支援	こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、子どもと保護者を支援します。また、全ての子どもが、心身ともに健やかに育てられるように、こどもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接・訪問などにより相談に応じて、対象者に合わせた支援を実施します。	こども家庭課 母子保健課
		伴走型相談支援の実施	妊娠期から身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援体制を充実させ、医療機関や関係機関と連携し、支援を行います。	母子保健課
		地域子育て相談機関の調査・検討	妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関として、地域子育て相談機関の調査・検討を進めます。	こども政策課 こども保育課 こども家庭課
53	2	妊娠届出及び母子健康手帳の交付	妊娠届出及び母子健康手帳交付時に妊婦と面談し、妊婦健康診査や乳児健康診査等の受診の案内や妊娠・出産・育児に関する相談に応じます。	母子保健課
		妊娠・出産・育児に関する知識の普及	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及をすすめます。 こどもの社会性の発達や発達に応じた対応についての知識の普及を行い、育てにくさを感じる保護者・乳幼児への支援を充実させます。	母子保健課
		地域子育て相談機関の調査・検討	妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関として、地域子育て相談機関の調査・検討を進めます。	こども政策課 こども保育課 こども家庭課
		乳幼児健康診査の実施	乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防のため、健康診査を行います。	母子保健課
		乳児家庭全戸訪問の実施	保健師、助産師の訪問を実施し、育児不安の軽減、子育て関連情報の周知を図ります。	母子保健課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		妊婦等支援給付	妊娠届出や出生届を行った妊婦・子育て家庭に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用にかかる負担の軽減を図る経済的支援を行います。	母子保健課
		産後ケア事業の実施	産後の母子を対象に、宿泊、通所、訪問サービスを利用して心身のケアや育児サポートを行います。	母子保健課
		妊産婦健康診査の実施	妊婦健康診査及び産婦健康診査の受診票の交付を行い、健康管理の充実や経済的負担を軽減します。	母子保健課
		プレコンセプションケアの推進	若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。	母子保健課
		多胎家庭支援	多胎妊娠の健康診査に係る費用の助成や、サポーター事業による支援、交流できる場の確保により、孤立化を防ぎます。	母子保健課
		養育者のメンタルヘルスに係る取組の実施	マタニティクラスやパパママクラスにおいて、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けます。産婦健康診査を実施します。	母子保健課
53	3	小児初期急病診療所の運営	医療機関が休診となる平日の夜間、日曜、祝日、年末年始の昼夜間において、小児の急病に対応します。多くの医療機関が休診となる夜間や休日等における小児の救急医療を確保するため、小児科（内科系疾患）専門の初期救急医療機関として、印旛市郡小児初期急病診療所を開設し、診療を行います。	健康推進課
		子ども医療費の助成	0歳から高校生年代（18歳の年度末）までの子どもの医療費を助成し、入院1日・通院1回200円、調剤費を無料とすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
53	4	赤ちゃんの駅の拡充	乳幼児を連れたママやパパが、安心して外出を楽しめる環境を整備するため、授乳やおむつ替え等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録する取組を進め、子育て世代が外出しやすい環境づくりを推進します。	こども政策課
		子育て交流センター事業の実施	子育て世帯への交流支援・育児相談・子育てに関する情報提供・子育て講座を年間通して実施します。	子育て交流センター
		マタニティマークの普及	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけるマタニティマークを配布するとともに、周囲の妊産婦への配慮を推進します。	母子保健課
		地域子育て支援拠点事業の実施	子育て中の親子が交流できる場を提供するとともに、子育てに関する相談・講座・情報提供を行います。	こども保育課
		WE ラブ赤ちゃんプロジェクトの推進	周囲の人の「大丈夫、泣いてもいいよ」という、赤ちゃんへの思いを可視化し、ママ・パパ・赤ちゃんを地域ぐるみで温かく見守ることで、子育てしやすい環境の整備を推進します。	こども政策課
54	5	子育て交流センター事業の実施	子育て世帯への交流支援・育児相談・子育てに関する情報提供・子育て講座を年間通して実施します。	子育て交流センター
		地域子育て支援拠点事業の実施	子育て中の親子が交流できる場を提供するとともに、子育てに関する相談・講座・情報提供を行います。	こども保育課
		子育てコンシェルジュの配置	子育て支援の情報や保育サービスをわかりやすく案内するなど、様々な子育ての相談に応じる支援を行います。	こども保育課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
55	6	幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の接続	小学校就学後も、家庭や幼稚園、保育園、認定こども園で培った力を発揮できるよう、連携会議を開催して幼保小の連携を深め、幼児期におけるこどもの育ちと学びを、園から学校へつないでいきます。	指導課 こども政策課
		教育・保育従事者の人材確保施策の充実	保育士等の資格がありながらも保育園等の現状がわからず、働くことに不安がある方などを対象にした研修の実施や、認定こども園に勤務する保育士資格がない方が資格を取得した場合、取得のためにかかった費用を補助する事業等を実施することにより、教育・保育従事者の人材確保に努めます。	こども政策課
		給食内容の充実と、食物アレルギーへの対応の推進	こどもの健康の増進、食育の観点から、保育園、認定こども園等における給食内容の充実（有機野菜等の活用や地場産物の活用等）を図るとともに、食物アレルギーをもつこどもが安心して給食を食べることができるために、「佐倉市食物アレルギーマニュアル」に基づき、保育園、認定こども園等に対して、組織的に安全・安心な食物アレルギー対応が行えるよう周知します。	こども保育課
		幼稚園教諭、保育士等の資質の向上	乳幼児期の発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するため、研修を充実させることにより、教育・保育従事者の専門性と資質の向上を図り、こどもたちが心身ともに健やかに成長する環境づくりを行います。	こども保育課 学務課
		こども・子育て支援機能の強化、子育て関連施設の環境改善	こども・子育て支援事業債を活用して地方公共団体が実施するこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や、子育て連施設の環境改善事業に努めます。	各担当課
		ちば・うみやま保育（千葉県自然環境保育認証制度）の推進	自然体験活動を通じて、こどもの主体性や創造性等を育む幼稚園・保育所・認定こども園等の活動を支援する「ちば・うみやま保育（千葉県自然環境保育認証制度）」を周知し、佐倉市の豊かな自然を生かした自然環境保育を推進します。	こども政策課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
55	7	多様な保育サービスの充実	幼稚園における預かり保育や保育園等における延長保育、こども誰でも通園制度の実施や拡充をすることにより、さまざまな働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。	こども保育課
		子育て短期支援事業の実施	保護者の病気やケガ、育児不安、出産、看護等の事情により、こどもを家庭で養育できない場合に、こどもを一時的に預かります。	こども保育課
		一時預かり事業	日常生活上の突発的な事情や、保護者の就労や育児疲れ等により、家庭での保育が断続または一時的に困難となる場合に、保育園等でこどもを一時的に預かります。	こども保育課
		ファミリーサポートセンター事業	「子育てのお手伝いをしたい」、「子育ての手助けをしてほしい」人たちが会員となり、子育てが大変なときに、地域で子育てを支援します。	こども保育課
		病児保育事業	病気や病気の回復期にあるこどもを対象に、保育園等での集団生活が困難で、保護者の事情により家庭で保育できない時に、一時的に預かります。	こども保育課
		保育施設、学童保育所における待機児童の解消	働きながら子育てしやすい環境を充実させるために、保育の受け皿を整備し、待機児童ゼロを目指します。	こども政策課 こども保育課
		共働き・共育での推進と普及啓発	夫婦が共に働く場合に、共に子育てを行うライフスタイルを確立できるよう、ともに育児や家事に積極的に参加する意識の醸成を図ります。	こども政策課
56	8	こども家庭センターによる相談支援	こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、こどもと保護者を支援します。また、全てのこどもが、心身ともに健やかに育てられるように、こどもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接・訪問などにより相談に応じて、対象者に合わせた支援を実施します。	こども家庭課 母子保健課
		入園の支援	養育状況が心配な家庭について、こども家庭課と情報共有の上、必要に応じて保育園への入園支援を行います。	こども保育課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		子育てに関する講座・研修の実施	子育て講座や研修の開催により、こどもとうまくコミュニケーションをとる方法を学ぶことで、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	こども保育課
		親子関係形成支援事業の調査・検討	児童福祉法に基づく親子関係形成支援事業の実施に係る市の方針について、検討を進めます。	こども家庭課
		一時預かり事業、子育て短期支援事業の実施	【一時預かり事業】日常生活上の突発的な事情や、保護者の就労や育児疲れ等により、家庭での保育が断続または一時的に困難となる場合に、保育園等でこどもを一時的に預かります。 【子育て短期支援事業】保護者が、病気やけが、育児による疲労やストレスなど、身体上、精神上、環境上の理由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行います。	こども保育課
		子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業の実施	出産後の養育について出産前から支援が必要な妊婦がいる家庭、こどもの養育について支援が必要な家庭、ヤングケアラーがいる家庭に対し、保健師等が訪問して相談、指導、助言等を行うほか、家事・育児支援ヘルパーの派遣を行います。	こども家庭課
		乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診、訪問指導等の実施	悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見を行います。	母子保健課
57	9	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料を支援、幼児教育・保育の経済的負担を軽減します。	こども政策課 こども保育課
		児童手当の支給	子育て家庭の経済的負担の解消と児童の健やかな成長を支援するため、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者に対して、児童手当を支給します。	こども家庭課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		子ども医療費の助成	0歳から高校生年代（18歳の年度末）までのこどもの医療費を助成し、入院1日・通院1回200円、調剤費を無料とすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭課
57	10	ひとり親家庭等医療費等の助成	児童を養育している母子家庭・父子家庭等のかたが保険診療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します。	こども家庭課
		児童扶養手当の支給	ひとり親家庭で18歳の年度末までの児童（基準以上の障害がある場合は20歳未満）を養育する母及び父、養育者に対して、児童扶養手当を支給します。	こども家庭課
		ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の配置	ひとり親家庭が一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員による日常生活の支援を行います。	こども家庭課
		ひとり親家庭に対する経済的支援・就労支援の実施	児童扶養手当の支給等による経済的負担の軽減、ひとり親家庭自立支援員等による就労支援を実施します。	こども家庭課
57	11	巡回相談支援事業の実施	保育園等から依頼を受けて臨床心理士等の専門職が訪問し、こどもの対応等について助言を行います。	こども保育課
		障害児通所支援の実施	児童発達支援センター等の職員が障害児に対し、集団生活への適応や生活能力の向上のための訓練等に係る支援を行います。	障害福祉課
		就学相談の実施	学校教育相談員等が、こどもの成長や学習等の相談に応じ、必要に応じて学校（園）と連携を図りながら支援を行います。	教育センター
		こどもの成長・発達に関する相談支援の実施	小児発達の専門医や言語聴覚士等が、こどもの成長・発達に関する相談に応じ、適切な支援に結びつけることで保護者の不安軽減を図ります。	母子保健課
		保育所等における要配慮児童・医療的ケア児の受入体制の充実	配慮が必要な児童や医療的ケアが必要な児童が安心して保育園に通い、社会的なつながりを築けるよう、保育園等での受入れ体制を充実します。	こども政策課 こども保育課

② 学童期・思春期

頁	施策	主な取組	内容	担当課
58	12	こどもの居場所の充実	こどもたちが楽しく安心して過ごすことができるよう、ヤングプラザや児童センター、公民館、図書館等を活用して、気軽に参加できるさまざまな活動を実施することにより、こどもたちの安全な遊び場の確保・充実を図ります。	こども政策課 こども保育課 社会教育課
		学校開放の実施	体育館や校庭等の学校施設を開放し、こどもたちが安心して外遊びができる場を確保します。また、「新・放課後こども総合プラン」に定める事業の充実を図ります。	社会教育課
		自然を活かした居場所づくり	豊かな自然を活かした子育て環境を創出する方策として、市内で開催する民間のプレーパークの活動経費の一部を補助し、安全・安心な居場所づくりを推進します。	こども政策課 公園緑地課
		児童センターの管理運営事業	児童センターで体験活動を実施します。	こども保育課
		子ども食堂等地域のこどもの居場所づくり	子ども食堂・学習支援団体等、地域で運営している居場所について、多くのこどもたちが利用できるように更なる周知を行います。また、既に市内にある子ども食堂・学習支援団体等のネットワークの会議等に参加し、情報提供・情報収集・課題共有等に努め、市の施策検討に活かします。	こども政策課 社会福祉課
		地域において親子で集える場の周知	親子を対象とした集いの場を子育て支援ガイドブックや SNS 等を活用し周知します。	こども政策課 こども保育課 社会教育課
60	13	こどもの権利についての啓発	子どもの権利条約及びこどもの権利について、子育て支援情報誌等を活用して啓発活動を進めます。	こども政策課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		人権について学ぶ機会の提供	小・中学校において、人権週間の期間を中心に、人権尊重のまちづくりデリバリ事業を実施する等、こどもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。	自治人権推進課
		障害に対する理解の促進と、共に育つ取組の実施	特別支援学校との交流・共同学習を行い、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の更なる推進を図ります。	教育センター
61	14	道徳教育の研究	学校の道徳授業研究会に、指導主事を派遣し、指導・助言を行います。また、研究指定校に対し、道徳教育の研究について助言を行います。 道徳教材活用状況調査を実施します。また、指導案や読み物教材等を活用の手引きのリンクシートで配布します。	指導課、教育センター
		「佐倉学道徳副読本と教材活用の手引き」の作成・配布	定期的に佐倉学道徳教材検討委員会を開催し、佐倉学道徳副読本と教材の活用の手引きを作成、配布します。	指導課、教育センター
61	15	スクールカウンセラーの配置	市内全校にスクールカウンセラーを配置し、心のケアのための相談体制の充実に努めます。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや心の教育相談員の活用を促します。	指導課
		学校教育相談員の配置	学校教育相談員を教育センターと教育支援センターに配置し、児童生徒や保護者に対する面談や電話による相談を行うとともに、保護者や学校、関係機関と連携をして、支援や助言を行います。	教育センター
		心の教育相談員の配置	心の教育相談員を小・中学校に配置することで、不登校や人間関係等の不安や悩みに対して、児童生徒及び保護者に支援・助言を行い、早期対応につなげます。	教育センター
61	16	家庭教育学級事業の実施	家庭教育学級事業について、幼稚園及び小中学校で開設します。	社会教育課
		公民館活動の実施	親子で参加する事業等を実施します。	公民館

頁	施策	主な取組	内容	担当課
62	17	乳幼児とのふれあい体験の推進	育児に対する関心、知識等を高めるために、中学生等を対象として乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。	社会教育課
		公民館での体験活動	各公民館で体験学習を実施します。	公民館
		平和施策事業の推進	平和使節団を被爆地などに派遣します。	広報課、指導課
		自然を活かした居場所づくり事業	豊かな自然を活かした子育て環境を創出する方策として、市内で開催する民間のプレーパークの活動経費の一部を補助し、安全・安心な居場所づくりを推進します。	こども政策課 公園緑地課
		青少年健全育成推進事業の実施	市内の3つの青少年育成団体に補助金・交付金を支給し、活動を支援します。	こども政策課
		歴史体験活動の実施	甲冑試着会や国史跡井野長割遺跡で縄文時代体験を実施します。	文化課
63	18	教育課題研究事業の実施	市内15校を研究モデル校に指定し、小中学校教育課程の効果的な展開、学習指導の内容や指導方法の改善等を図ります。また、各校が児童生徒の実態をもとに研修計画を立て、教職員の指導力向上及び児童生徒の学力向上に取り組めます。	指導課
		好学チャレンジ教室の実施	市内各校で夏季休業中に、好学チャレンジ教室を実施し、児童生徒の学力向上の充実を図ります。	指導課
		情報教育の推進	全小中学校において情報教育の推進を図り、情報活用能力の育成を進めます。すべての児童生徒がその状況に応じて効果的に情報教育を受けることができる環境を整備し、GIGAスクール構想の推進を図ります。	指導課 学務課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		日本語適応事業の実施	学校に在籍する児童の国際化に対応するため、日本語の習得や教科指導を行うとともに、児童の指導を通じて家庭への支援を行います。	指導課
		佐倉市学習状況調査の結果分析と指導改善	佐倉市学習状況調査の結果を分析し、全校に向けて、報告書を配付し、誤答の多い問題や改善点などをまとめた教育センター便りを配付します。また、学習指導要領の内容に合うように、佐倉市学習状況調査の問題作成を行い、問題のCBT化を進めます。	教育センター
63	19	読書の普及推進	小中学生を対象におすすめの本リストを配布するなど、児童から中学生までのこどもに対して読書の推進を行います。	図書館
		公共図書館の利用促進	おはなしきゃらばんやこども向けのイベントなどの読書普及活動の充実及びこども向け図書の充実を図ることで、こどもが図書館に足を運ぶ機会を増やし、公共図書館の利用促進を図ります。	各図書館
		学校図書館の図書整備	こどもの読書活動、学習活動を支える学校図書館に図書を購入します。	学務課
		学校図書館の利用促進	学校図書館において蔵書の整理・電算管理・貸出業務を行い、図書館利用の促進を図ります。また、学校図書館司書の専門的な知識を生かし、児童生徒への的確な支援を行い、読書量を増やすよう努めます。	教育センター
		国語科学習の推進	国語科の学習が読書活動に結びつくよう発達の段階に応じて系統的に指導をします。	指導課
		文化の普及	風媒花を発行し、市内の芸術文化活動に関する情報発信を行います。	文化課
		美術館企画展事業等の実施	収蔵作品展や企画展を開催するほか、対話型鑑賞会やワークショップなど各種普及事業を実施します。	美術館

頁	施策	主な取組	内容	担当課
63		部活動地域移行の推進	「地域のこどもたちは地域で育てる」という意識の下、生徒の望ましい成長を目指すとともに、教職員の働き方改革も踏まえ、学校部活動の地域移行を推進します。	指導課
		市民音楽ホール自主文化事業の実施	市民音楽ホール主催コンサートで、音楽芸術に触れる機会を提供します。	音楽ホール
		食育をテーマとした読書啓発の実施	食育と併せた読書啓発事業として、市内小中学校と連携し、本の中に登場する料理を再現する模様を動画作成し、佐倉市公式チャンネルにおいて、動画配信を行います。	社会教育課
	20	ボランティアセンターの活用	佐倉市社会福祉協議会のボランティアセンターを活用し、市民活動団体の活動のお手伝いやこれから活動を始めたい人々をサポートし、こどもが参加できるボランティア活動に取り組みます。	社会福祉課
		ボランティア講座の実施	これから市民公益活動やボランティア活動を始めたい方を支援する講座等を実施します。	自治人権推進課
		各種媒体を活用した情報発信	広報紙やホームページ、SNS などを活用し、こども・若者の社会参加につながる情報を発信します。	各担当課
		市民活動の周知	市民活動を広く周知するため、「市民公益活動ポスター展」や市民活動発表会を実施します。	自治人権推進課
		小高連携交流事業の実施	佐倉東高校服飾デザイン科の生徒が、友禅染の授業を受けて学んだ内容を、佐倉小学校の児童に教えます。	社会教育課
		高等学校等連携事業の推進	市内 5 校の県立高等学校等との連携事業を推進します。	社会教育課
		各種スポーツイベントの開催	佐倉マラソン等において、学生やボーイスカウト・ガールスカウト、演奏応援団体等に協力を呼びかけます。	生涯スポーツ課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
64	21	ルームさくらの設置運営	「ルームさくら」を設置し、学校教育相談員を配置します。また、ルームさくらの運営を通して、不登校児童生徒の居場所づくりを行うとともに、保護者、学校、関係機関と連携して児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた指導支援を行います。	教育センター
		いじめ防止対策の推進	4月から5月に、全小中学校をオンラインでつなぎ、全教職員を対象に生徒指導研修会を行い、いじめ防止基本方針の確認を含めいじめ防止対策に係る指導助言を行います。	指導課
		校内教育支援センターの設置運営	学校内に教育支援センターを設置し、自分のクラスに入れない児童に寄り添い、相談や学習サポートを行います。	教育センター
65	22	学校開放の実施	学校の校庭や体育館を開放することで、市民のスポーツやレクリエーション等の活動の場を提供し、体力向上及び健康増進を推進します。	社会教育課
		佐倉市文化祭小学校体育大会の開催	体力向上と健康増進を図る、佐倉市文化祭小学校体育大会を小学校5・6年生対象とし実施します。	指導課
		プレコンセプションケアの推進	若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。	母子保健課
		体力テストの実施	体力優良証を交付する体力テストを実施します。	指導課
		競技大会への参加費用の助成	競技大会などへの参加費用を助成します。	指導課
		早寝・早起き・朝ごはん運動の推進	乳幼児期の相談や健診事業を通して、基本的な生活習慣や生活リズムについての助言を行います。 食育月間や第3次佐倉市食育推進計画、食育に関する周知・啓発を行います。	指導課 母子保健課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
65		教職員のスポーツ実技研修	教職員の指導力と資質の向上を図るため、必要に応じて各競技の専門家を講師として招き、実技研修を実施します。	指導課
		各種スポーツイベントの開催	ニュースポーツまつり、長嶋茂雄少年野球教室、佐倉市制記念駅伝競走大会、スポーツ推進委員冬季事業（さくらミニバレー）、佐倉マラソン、さくらスポーツフェスティバル、子ども相撲大会などを実施し、スポーツに親しむ機会を提供します。また、スポーツ教室を実施します。	生涯スポーツ課
		学校給食応援事業の実施	地元農家の協力により、直売所を通して佐倉産の野菜を学校給食で提供します。	農政課
	23	地域防犯活動の推進	自治会等が設置する防犯カメラへの設置費補助や、青色防犯パトロール、自治会との合同パトロール等を、警察と協力して実施します。 通学路巡回警備を実施します。 市内の巡回警備を実施します。 不審者等の情報により、重点警備を実施します。	危機管理課 学務課
		アイアイプロジェクト活動の推進	スクールガードボランティアによる児童・生徒の見守り活動を実施します。また、学校と地域の連携を図り、学校を核とした地域コミュニティの向上を目指します。	学務課
		通学路巡視の実施	通学路の巡回を実施します。	学務課
		交通安全移動教室の実施	警察や交通安全関係団体と協力し、道路の横断方法や自転車の運転方法などについて教育します。	道路維持課、指導課
		交通安全啓発事業の実施	警察や交通安全関係団体と協力し、主要な交差点で街頭啓発活動を行います。また、交通安全啓発電柱幕等を設置します。	道路維持課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		薬物乱用防止等の啓発	千葉県薬物乱用防止指導員、青少年相談員と連携し、事業実施にあたり、薬物乱用防止に係るパンフレット等を配布し、啓発活動を推進します。また、南部地区薬物乱用防止対策協議会と連携しパネル展示を行います。	こども政策課 指導課
		インターネットやSNSの適正利用や危険性についての啓発	千葉県が作成した啓発チラシを、市内小中学生に配布します。 また、特にスマートフォンやインターネットの適切な利用や危険性について、各種会議及び通知文などで注意喚起を行います。また、各学校から保護者への啓発活動も進めます。	こども政策課 指導課
		20歳未満の飲酒・喫煙の防止、飲酒や喫煙の害についての啓発	各地区青少年育成住民会議と連携し、夜間パトロールを実施するなど、20歳未満の方の喫煙防止活動に努めます。また、喫煙の健康への害などについて、SNSやホームページを通じて周知・啓発を行います。 市内小中学校のこども及び保護者に飲酒、喫煙、薬物の健康への影響について知識の普及を行います。 飲酒や喫煙の害について、県のリーフレットや外部機関を利活用するなどして、啓発を実施します。また、小学校では主に各学級担任より、中学校は保健体育科の教諭より指導し、学校だよりやほけんだより等で、児童生徒及び保護者への啓発を行います。	こども政策課 健康推進課 指導課
		青少年育成活動団体の支援	各地区青少年育成住民会議と連携し、夜間パトロールを実施するなど、地域の防犯力向上に努めます。	こども政策課

③ 青年期

頁	施策	主な取組	内容	担当課
66	24	くらしサポートセンター佐倉の設置運営	働きたくても働けない、住む所がないなど、主に経済的な理由により生活に困っている方（※生活保護世帯の方は除く）を対象に、生活全般にわたる困りごとの相談を実施します。相談窓口では相談者それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、困りごとの解決に向けた支援を行います。	社会福祉課
		ちば地域若者サポートステーションとの連携	北総サポートステーションに毎月1回、相談業務を行う場の提供を行います。	こども政策課
		ひきこもり訪問サポーター派遣事業の実施	ひきこもりの状態にある者やその家族に対し、ひきこもりサポーターが相談対応や支援計画の作成等を行い、自立及び社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
67	25	成人式の運営・開催	成人式については、成人式対象者による成人式運営委員会により式典の内容などを検討し、式典の運営を行います。	こども政策課
		こども・若者いけんぷらすさくら（仮）	こども・若者の意見を市の施策に反映させるための取組です。 市が主催するワークショップやアンケートにて意見を表明してもらったり、イベント等に協力をしてもらったりします。	こども政策課
		保護司会等の活動支援と「社会を明るくする運動」の実施	保護司会や更生保護女性会の活動の場として更生保護サポートセンターを開設し、団体の活動を支援します。 また、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取り組みとして、「社会を明るくする運動」を実施します。	社会福祉課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
68	26	婚活イベントの実施	佐倉市婚活支援協議会（市役所・商工会議所・青年会議所・社会福祉協議会・ＪＡ・観光協会からの委員で構成）による各種婚活イベントを実施します。	自治人権推進課
		結婚相談の実施	結婚相談員による結婚相談を実施します。	自治人権推進課
		結婚新生活の支援	経済的理由で結婚に踏み出せないかたを対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、引っ越し費用・住宅費用を補助します。	住宅課
69	27	ハローワークとの連携	ハローワーク、佐倉商工会議所との共催で、若者を含めた就職希望者に対して、佐倉市内の工業団地に立地する企業の会社説明会・面接会を開催します。また、ジョブカフェちば、近隣市町村との共催で若年求職者就職活動相談会を開催します。	商工振興課
		ちば地域若者サポートステーションとの連携	北総サポートステーションに毎月１回、相談業務を行う場の提供を行います。	こども政策課

④ ライフステージを通じたもの

頁	施策	主な取組	内容	担当課
70	28	障害児相談支援事業の充実	市内の５圏域ごとに障害児相談支援事業所を設置し、障害児等及びその家族からの相談に対する支援を行います。また、障害者相談支援事業所に療育支援コーディネーターを配置し、各機関の連携を促進します。	障害福祉課
		障害児就学相談の実施	特別な支援や配慮が必要なこどもに対する、就学相談を年間通して実施します。	教育センター

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		特別支援教育支援員や 看護師の派遣	障害を抱える児童生徒を支援するため、特別支援教育支援員と看護師を、小中学校へ派遣します。	教育センター
		ライフサポートファイルの作成	特別な支援や配慮を必要とする障害児等にライフサポートファイルを作成し、乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて、医療、保健、福祉及び教育等の機関の連携の下、途切れることのない一貫した支援に繋がります。	障害福祉課
71	29	こころの健康づくり	精神科医、カウンセラーによるこころの健康相談を実施します。 また、こころの健康づくりや各種相談先について SNS やホームページを通じて周知・啓発を行います。	健康推進課、指導課
		自殺対策事業	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間において、自殺予防の周知啓発を強化します。	健康推進課
71	31	こども家庭センターによる相談支援	こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、こどもと保護者を支援します。また、全てのこどもが、心身ともに健やかに育てられるように、こどもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接・訪問などにより相談に応じて、対象者に合わせた支援を実施します。	こども家庭課
		子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業の実施	出産後の養育について出産前から支援が必要な妊婦がいる家庭、こどもの養育について支援が必要な家庭、ヤングケアラーがいる家庭に対し、保健師等が訪問して相談、指導、助言等を行うほか、家事・育児支援ヘルパーの派遣を行います。	こども家庭課
		家庭支援事業の拡充についての調査・検討	家庭支援事業のうち新設されたものについて、事業実施について調査・検討を行います。	こども政策課 こども保育課 こども家庭課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		ヤングケアラーの周知、把握、支援	ヤングケアラーに対する理解や相談窓口等について周知を行い、実態把握にむけた効果的な方法を検討します。また、ヤングケアラー本人の意向、家族関係やその背景にある要因に配慮しながら、こどもや若者として必要な時間の確保や心身の負担の軽減に向け、関係機関と連携した支援を行います。	こども家庭課
72	31	自治会等活動の支援	地域社会の形成、維持及び発展を図るため、自治会等が行うコミュニティ形成や公益的活動に対して、「自治会等自治振興交付金」を交付し、活動を支援します。	自治人権推進課
		開かれた学校づくりの推進	市内幼稚園及び小中学校において、学校評議員を委嘱、設置します。学校・園で、授業参観や運動会、文化祭等で意見聴取の機会を設け、学校に対する外部からの意見等を伺います。	学務課
		民生児童委員・児童委員活動の支援	民生委員は児童委員を兼ねており、地域のこども、妊産婦、母子家庭に関する相談支援、情報提供に応じるほか、地域全体でこどもを育てる取り組みの展開や児童虐待の防止などの活動に取り組んでおり、活動を支援します。	社会福祉課
		教育課題研究事業の実施	学校運営委員会を佐倉市内の小・中学校に設置し、保護者及び地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組めます。	指導課
		青少年育成活動団体の支援	佐倉市青少年市民会議に対して交付金を交付して財政的な支援を行うとともに、団体事務局として活動の支援を行います。	こども政策課
		公民館の活動	各公民館で、地域の団体、学校等と連携し、事業を実施します。	公民館

頁	施策	主な取組	内容	担当課
73	32	地域における子育て支援の拠点を充実	子育て支援の拠点として、児童センターや老幼の館において親子の交流の場を提供するとともに、地域の方と共同してイベントを企画・運営する等、地域とこどもの交流が図れる事情を実施します	こども保育課
		地域ボランティア団体等との情報交換、交流の場づくり	地域のボランティア団体等との情報交換、交流の場を設定します	こども政策課
		ファミリーサポートセンター事業	「子育てのお手伝いをしたい」、「子育ての手助けをしてほしい」人たちが会員となり、子育てが大変なときに、地域で子育てを支援します。	こども保育課
73	33	青少年育成活動団体の支援	市内の青少年育成団体に補助金・交付金を支給し、活動を支援します。	こども政策課
		青少年健全育成の推進	ジュニアリーダー初級認定講習会を実施し、青少年育成活動の担い手の育成に努めます。	こども政策課
		団体間の意見交換会の開催	市民活動団体同士の連携や情報交換、こどもを取り巻く課題解決のための意見交換の場を設けます。	こども政策課
74	34	こども・若者の意見の反映	こども・若者から意見を聴取し、市の取組・政策に反映します	こども政策課 各課
		こどもまんなかまちづくりの推進	こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、住まいと周辺環境の観点から支援する「こどもまんなかまちづくり」を進めます。	各課
		必要な情報を必要な人に届けるための情報発信	こども・若者や子育て当事者に必要な情報が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような情報発信を、SNS等を活用したプッシュ型広報等により行います。	各課
		社会全体でこどもや子育て世帯を支えていく機運を醸成するための情報発信	企業や地域社会、こどもから高齢者を含めた幅広い層へ、社会全体でこどもや子育て世帯を支えていく機運を醸成するための情報発信を行います。	各課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
75	35	外国人のための日本語講座及び生活相談事業の実施	外国人ための日本語講座及び生活相談事業を行います。	広報課
		人権施策の推進	小中学生を対象とした人権尊重のまちづくりデリバリー事業を実施します。 小学生人権標語コンテストを実施します。 成人式にてデートDVの啓発資料を配布します。 「子どもの人権SOSミニレター」や、小学校等における人権教室の開催などの人権擁護委員活動を支援します。 年間1回、佐倉市人権研修会を各校人権担当者を対象に実施しています。 学校の要請に応じて教職員を対象に指導主事が講話を行います。 人権について学ぶ機会を提供します	自治人権推進課 こども家庭課 指導課
		こどもの権利についての啓発	子どもの権利条約及びこどもの権利について、子育て支援情報誌等を活用して啓発活動を進めます。	こども政策課

資料編 3

用語集

3 用語集

頁	用語	説明
あ		
65	アイアイプロジェクト活動	地域の皆さんによる安全確保のための巡視：eye（目）、こどもと地域の皆さんとの心の通い合い：愛（heart）を取り入れた活動。登下校の見守りや交通安全指導などを行う。
53	赤ちゃんの駅	授乳やおむつ替え等ができる施設。安心して外出を楽しめる環境を整備するため、「赤ちゃんの駅」として登録する取組。
か		
57	家庭生活支援員	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、就学、病気などの事情により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合に派遣される職。
61	学校教育相談員	児童の不登校や、小中学校内での様々な問題に対応する専門職。
61	心の教育相談員	スクールカウンセラーの業務を補完し、学校や日常生活の様々な悩みを抱える児童の相談に応じる相談員。
58	子ども食堂	地域のこどもたちなどに食事の提供をするもの。こどもの居場所や、地域住民のコミュニケーションの場としての役割を持つものも。地域食堂とも。
37	子どもの権利条約	世界の多くのこどもが貧困・飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。
13	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられるこどもの数。
さ		
58	児童センター	遊びを通して、こどもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、子育てをサポートする施設。

頁	用語	説明
16	小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、こどもを保育する事業。
61	スクールカウンセラー	心理学の専門知識を活かし、学校において児童や保護者をサポートしていく専門職。
た		
66	ちば地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱える15歳から49歳までの方及びその親・家族を対象とした就業支援施設。
102	特別支援学校	特別な支援や配慮が必要なこどもを対象に、生活や学習上の困難を改善するために適切な指導や必要な支援を行う学校。
な		
138	乳児院	虐待や育児放棄などの理由により、乳児を入院させて養育し、退院した人への相談援助を行う児童福祉施設。
15	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを持つ施設。
96	認可外保育施設	保育を行うことを目的とする施設であって、県や市が認可する保育施設以外の施設。
は		
52	伴走型相談支援	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ相談支援事業。
7	パブリックコメント	市の機関が施策等の案を公表して広く意見を求め、提出された意見の内容や意見に対する考え方などを公表するもの。
53	プレコンセプションケア	将来のライフプランを考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。
93	プレーパーク	こどもの「やりたい!」、「やってみたい!」からはじまる、こどもの遊び場

頁	用語	説明
125	放課後子ども教室	すべての放課後の児童を対象として、学習やスポーツ等を通じ、地域住民との交流活動等を行う活動拠点（居場所）。
や		
94	ヤングプラザ	こどもたちの放課後や休日の居場所として設置された施設で、友だちと気軽に寄れる場所。
ら		
70	ライフサポート ファイル	一貫して適切な支援を受けることができるように、こどもの生育歴や受けてきた支援内容などを継続して記録するもの。
アルファベット		
53	WE ラブ赤ちゃんプロジェクト	子育て中のママやパパ、赤ちゃんを見守り応援するプロジェクト。ママ・パパたちへ周囲の人の「大丈夫、泣いてもいいよ」という思いを可視化するため、「泣いてもいいよ」ステッカーなどの啓発グッズを作成。

資料編 4

施設一覧

4 施設一覧

① 幼稚園一覧

(令和7年4月予定)

地区	No	施設名	定員	住所
佐倉	1	佐倉幼稚園	210	鎚木町 934
臼井・千代田	2	臼井たんぽぽ幼稚園	370	王子台 1-10-7
	3	臼井幼稚園	400	臼井田 2435
志津北部	4	小竹幼稚園	210	小竹 795-1
	5	志津幼稚園	400	井野 1362

② 認定こども園一覧

(令和7年4月予定)

地区	No	施設名	定員		住所
佐倉	1	幼稚園型認定こども園 佐倉城南幼稚園	1号	75	鎚木町 1-5
			2,3号	30	
	2	幼稚園型認定こども園 慈光幼稚園	1号	150	本町 54
			2,3号	90	
	3	幼保連携型認定こども園 千成幼稚園	1号	195	千成 3-4-3
			2,3号	96	
根郷・和田・弥富	4	幼保連携型認定こども園 佐倉くるみ幼稚園	1号	73	石川 551-1
			2,3号	36	
臼井・千代田	5	吉見光の子モンテッソーリ 子どもの家（幼保連携型）	1号	25	吉見 193-1
			2,3号	50	
志津北部	6	モンテッソーリ光の子 （幼保連携型）	1号	15	上座 1219-4
			2,3号	90	
志津南部	7	幼稚園型認定こども園 さくら幼稚園	1号	81	西志津 2-23-19
			2,3号	9	
	8	幼保連携型認定こども園 志津わかば幼稚園	1号	240	上志津 874
			2,3号	96	

③ 保育園等一覧

(令和7年4月予定)

地区	No	施設名	定員	住所
佐倉	1	佐倉保育園	90	鎗木町 198-3
	2	生活クラブ風の村保育園佐倉東	100	本町 142-1
	3	にじいろ保育園佐倉	60	白銀 1-24-5
	4	はくすい保育園	60	岩名 961-2
根郷・ 和田・ 弥富・	5	根郷保育園	70	大崎台 4-3-2
	6	馬渡保育園	60	馬渡 818-2
	7	さくら敬愛保育園	60	山王 1-9-8
	8	陽の木さくら保育園	68	寺崎北 2-13-1
	9	かえで保育園さくら駅前	30	表町 1-13-21
	10	アンファンひのきさくら（小規模保育事業）	19	寺崎北 2-12-1
臼井・ 千代田	11	臼井保育園	60	臼井田 2379
	12	すみれ保育園	80	臼井台 1201
	13	青葉保育園	70	臼井台 1351-4
	14	第二青葉保育園	27	染井野 1-21
	15	まなびの森 おひさま保育園	90	王子台 4-10-1
	16	レイクサイドインターナショナルチャイルドケア	60	生谷 1515-30
	17	森と自然の保育園のびのびハウス	49	江原新田 103
	18	臼井はくすい保育園	50	王子台 1-23 レイクピアウスイ 3階
	19	Bon ami 保育園(事業所内保育施設)	2	王子台 3-12-14
志津 北部	20	北志津保育園	95	井野 869-9
	21	ユーカリハローキッズ	90	上座 383-1
	22	みやのもりハローキッズ	60	宮ノ台 3-1-1
	23	えがおの森保育園・いの	60	井野 972-2
	24	AIAI NURSERY ユーカリが丘	70	上座 700
	25	ウェルネス保育園ユーカリが丘	60	西ユーカリが丘 6-12-3 西街区 1階
	26	ユーカリの森マイキッズ	50	南ユーカリが丘 1-1 T-205
	27	ウエスト・デイリーキッズ	30	ユーカリが丘 4-1-1 W201
志津 南部	28	志津保育園	95	西志津 4-26-1
	29	みくに保育園	50	下志津原 61-2
	30	ソラストさくら保育園	120	上志津 1704-6
	31	マミーさくら保育園	20	上志津 1656-9
	32	AIAI NURSERY 上志津	60	上志津 1770-8
	33	ウェルネス保育園佐倉	70	上志津原 351-8
	34	AIAI NURSERY 下志津	40	下志津 795-1
	35	Kid's Patio しづ園（小規模保育事業）	16	上志津 1663 志津 ステーションビル 3F

④ 学童保育所一覧

(令和7年4月予定)

地区	N0	施設名	定員	住所
佐倉	1	内郷学童保育所	65	岩名 870 (内郷小学校内)
	2	佐倉学童保育所	65	新町 78-4 (佐倉小学校内)
	3	佐倉東学童保育所	60	将門町 7 (佐倉東小学校内)
	4	佐倉老幼の館学童保育所	55	弥勒町 229-2 (佐倉老幼の館内)
	5	白銀学童保育所	40	白銀 1-4 (白銀小学校内)
根郷・ 和田・ 弥富	6	大崎台学童保育所	30	大崎台 4-3-2 (根郷保育園内)
	7	山王学童保育所	65	山王 1-44 (山王小学校内)
	8	第二根郷学童保育所	60	根郷 454 (根郷小学校内)
	9	寺崎学童保育所	40	大崎台 4-4-1 (寺崎小学校内)
	10	第二寺崎学童保育所	45	大崎台 4-4-1 (寺崎小学校内)
	11	根郷学童保育所	55	根郷 454 (根郷小学校内)
	12	弥富学童保育所	50	岩富町 151 (弥富公民館内)
	13	和田学童保育所	30	直弥 59 (和田公民館内)
臼井・ 千代田	14	印南学童保育所	70	印南 223-1 (印南小学校内)
	15	臼井老幼の館学童保育所	35	王子台 6-25-1 (臼井老幼の館内)
	16	王子台学童保育所	30	王子台 5-19 (王子台小学校内)
	17	染井野学童保育所	45	染井野 1-19 (染井野小学校内)
	18	すみれにこにこホーム	50	臼井台 1253-3
	19	千代田学童保育所	65	吉見 553 (千代田小学校内)
	20	間野台学童保育所	60	王子台 2-18 (間野台小学校内)
志津 北部	21	青菅学童保育所	35	宮ノ台 1-17-1 (青菅小学校内)
	22	第二青菅学童保育所	50	宮ノ台 1-17-1 (青菅小学校内)
	23	第三青菅学童保育所	50	宮ノ台 1-17-1 (青菅小学校内)
	24	井野学童保育所	50	西ユーカリが丘 3-1-6 (井野小学校内)
	25	第二井野学童保育所	40	ユーカリが丘 6-4-1-103
	26	小竹学童保育所	60	ユーカリが丘 5-5-1 (小竹小学校内)
	27	北志津児童センター学童保育所	65	井野 794-1 (北志津児童センター内)
	28	志津学童保育所	40	上座 1156-2 (志津小学校内)
	29	志津光の子児童センター	60	上座 1148-1
	30	ユーカリ優都ぴあ	60	青菅 1023-6
志津 南部	31	上志津学童保育所	60	上志津 1764-6
	32	下志津学童保育所	65	中志津 4-26-10 (下志津小学校内)
	33	第二上志津学童保育所	50	上志津 1752 (上志津小学校内)
	34	第二西志津学童保育所	50	西志津 7-2-1 (西志津小学校内)
	35	第三西志津学童保育所	70	西志津 7-2-1 (西志津小学校内)
	36	西志津学童保育所	30	西志津 4-26-1 (志津保育園内)
	37	南志津学童保育所	65	下志津原 164-2 (南志津小学校内)

⑤ 児童家庭支援センター

(令和7年4月予定)

No	施設名	住所
1	子ども家庭支援センターSakura	大崎台 1-2-5 志志久良第貳ビル2階

余白

資料編 5

委員名簿

5 委員名簿

① 佐倉市子育て支援推進委員会 委員名簿

(令和6年5月現在)

区分	氏名	備考
学識経験者	阿部 孝志	委員長 敬愛短期大学准教授
//	佐藤 慎二	植草学園短期大学特別教授
医師	越部 融	印旛市郡医師会佐倉地区医師会推薦
歯科医師	秀島 潔	印旛郡市歯科医師会佐倉地区推薦
民生委員・児童委員	荒畑 恵子	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
主任児童委員	和泉 久美江	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
保育園の園長（私立）	本間 仁美	陽の木さくら保育園長 （私立保育園長会推薦）
幼稚園の園長（私立）	飯田 真弓	学校法人青木学園 志津幼稚園理事長 （私立幼稚園協会推薦）
小学校長	田中 雅明	山王小学校長（教育委員会推薦）
保育園、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校の保護者	大西 侑士	公募
//	中間 愛美	公募
//	藤平 美千代	公募
市民	桑原 牧子	公募
//	中川 加奈子	公募
児童センター又は学童保育所長	斉藤 英晴	臼井老幼の館施設長

② 佐倉市青少年問題協議会 委員名簿

(令和6年7月現在)

区分	氏名	備考
市長	西田 三十五	会長
教育長	圓城寺 一雄	副会長
副市長	石井 健司	
市教育委員会委員	吉村 真理子	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
市の事務部局の関係職員	佐藤 鈴子	佐倉市こども支援部こども家庭課長
市教育委員会の事務局の職員	榎本 泰之	佐倉市教育委員会教育部 参事指導課長事務取扱
警察関係職員	西山 将平	佐倉警察署生活安全課係長
家庭裁判所の職員	新井 玲子	千葉家庭裁判所家庭裁判所調査官
社会教育委員	藤崎 言行	佐倉市社会教育委員会議議長
民生委員・児童委員	松本 博子	佐倉市民生委員・児童委員協議会理事
保護司	石渡 康郎	保護司会佐倉市分会会長
社会福祉協議会運営委員	岡本 祥子	佐倉市社会福祉協議会事務局 生活支援グループ主査
小学校長	小坂井 靖史	佐倉市立佐倉東小学校長
中学校長	佐藤 克巳	佐倉市立佐倉東中学校長
高等学校長	佐藤 道広	千葉県立佐倉西高等学校長
高等学校長	相澤 直幹	千葉県立佐倉東高等学校長
青少年相談員	喜澤 雄悟	佐倉市青少年相談員連絡協議会会長
識見を有する者	久保 秀一	印旛健康福祉センター長
//	山口 裕司	成田公共職業安定所長
//	藤崎 秀秋	少年警察ボランティア佐倉地区副会長
//	片岡 正臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
//	斉藤 英晴	佐倉市スポーツ協会事務局長
//	溝渕 哲雄	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会会長
//	中村 真悟	佐倉市PTA連絡協議会、弥富小学校PTA会長
//	新田 司	敬愛短期大学教授
//	吉森 文男	佐倉人権擁護委員

余白

資料編 6

子どもの権利条約

6 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中のこどもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989年11月に国際連合の総会で採択されました。日本は1994年にこの条約を批准、発効しています。

「子どもの権利条約」は、こどもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方だけではなく、こどもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。こどもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めているというのが、子どもの権利条約の特徴です。

「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、次の4つで表されます（4つの原則）。これらの原則は、「こども基本法」にも取り入れられています。

差別の禁止 （差別のないこと）

- ◆ すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こどもの最善の利益 （こどもにとって最もよいこと）

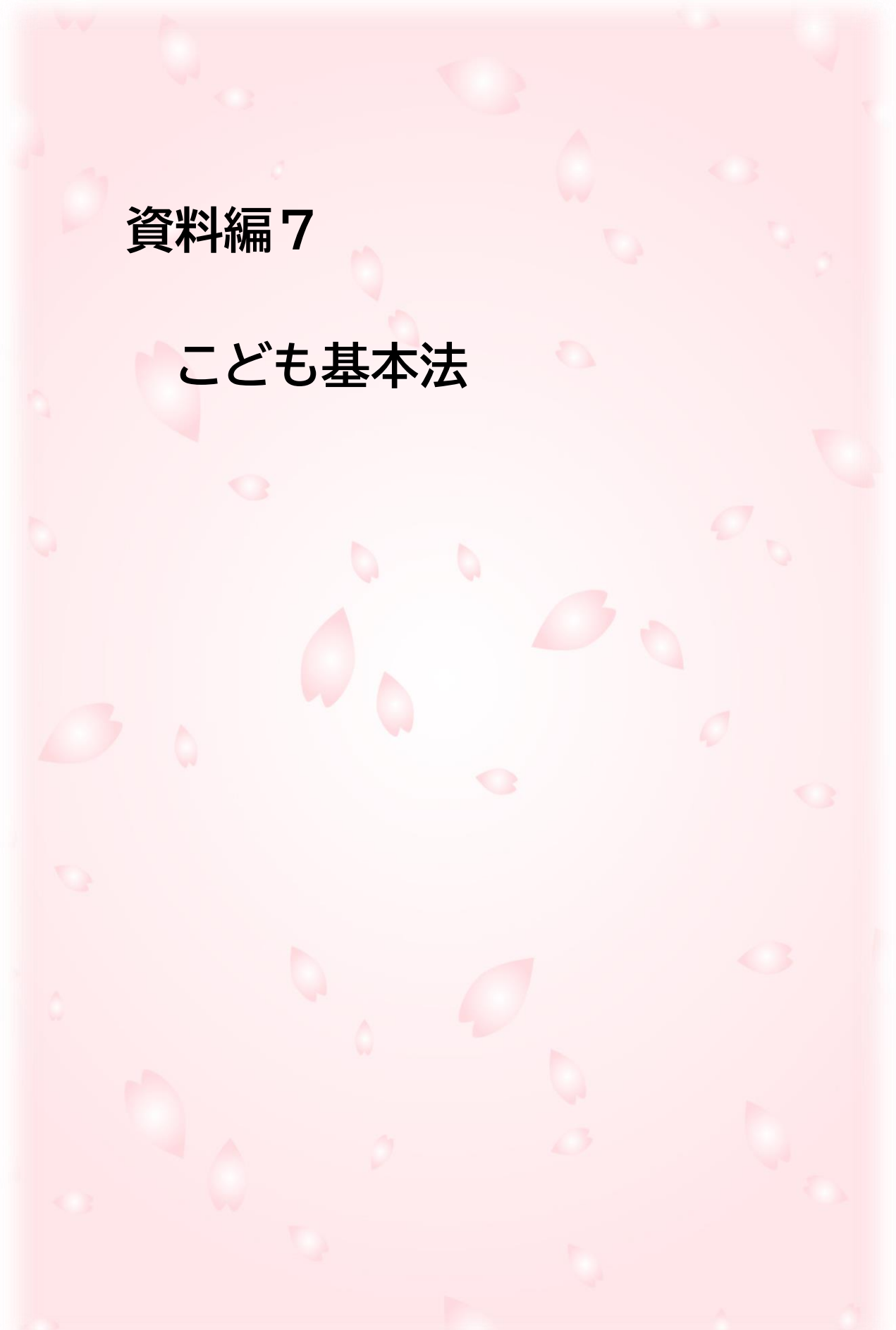
- ◆ こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利 （命を守られ成長できること）

- ◆ すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重 （こどもが意味のある参加ができること）

- ◆ こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。



資料編 7

こども基本法

7 こども基本法

発令 　：令和4年6月22日号外法律第77号

最終改正：令和6年6月26日号外法律第68号

改正内容：令和6年6月26日号外法律第68号[令和6年9月25日]

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することによ

り、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及

びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確

保しつつ、同項の関係機関が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者（資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定め

る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 附則第十条の規定 こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

（検討）

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（少子化社会対策基本法の一部改正）

第三条 少子化社会対策基本法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正）

第四条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 次条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、会議が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正）

第六条 子ども・若者育成支援推進法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

（復興庁設置法の一部改正）

第八条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正）

第九条 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（こども家庭庁設置法の一部改正）

第十条 こども家庭庁設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十一条 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和六年六月二六日法律第六八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔令和六年九月政令二九〇号により、令和六・九・二五から施行〕

